

国立市基本構想審議委員会条例

最終改正：平成27年3月24日条例第2号

国立市基本構想審議委員会条例

(設置)

第1条 国立市基本構想を策定するため、国立市基本構想審議委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長からの諮問に応じて、国立市基本構想に関する必要な事項を調査・審議し、その結果を答申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者 8人以内

(2) 市民 7人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める答申のあった日をもって終了する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は委員会を代表し、会務を主宰する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会は、必要に応じて学識経験者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、政策経営部政策経営課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。